

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

寄付規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本(以下、当法人)が受領する寄付金の公正な運用を図るとともに、必要な事項を定める。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 当法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄付金
- 2 本規程における寄付金は、金銭のほか有価証券、その他財産的価値を有するものをいう。
- 3 当法人は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の用途)

第3条 一般寄付金は、その半額以上を定款第4条の公益目的事業に、その残額を管理業務に関する会計(法人会計)に充当することができる。また、管理業務に使用すべき金額について管理業務に充ててなお残余があるときは、公益目的事業に使用することができる。

2 特定寄付金は、適正な経費を控除した残額の総額を、寄付者が特定する定款第4条の公益目的事業に使用する。この場合、適正な経費は総額の30%以下でなければならない。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第5条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄付金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでない場合
- (3) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、寄付金を受けることによって当法人の活動の公正さを損なう恐れがあるもの及び当法人が受入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第6条 当法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じる。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、当法人の個人情報保護方針、個人情報管理規程に基づき、心の注意を払って情報管理に努める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. 本規程は、平成24年(2012年)3月13日から施行する。
2. 改正 平成26年(2014年)6月20日
3. 改正 平成28年(2016年)9月14日